

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月13日

【会社名】 株式会社エヌエフ回路設計ブロック

【英訳名】 NF CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋 常夫

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港北区綱島東六丁目3番20号

【電話番号】 045 545 8101(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役業務管理本部長 大滝 正彦

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区綱島東六丁目3番20号

【電話番号】 045 545 8101(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役業務管理本部長 大滝 正彦

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

一般募集	291,560,000円
オーバーアロットメントによる売出し	46,910,000円

(注) 1. 募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年2月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2. 売出金額は、売出価額の総額であり、平成27年2月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

1. 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	400,000株	完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年2月13日(金)開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集(以下「一般募集」という。)は、当社の保有する当社普通株式の処分(自己株式の処分)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
3. 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から60,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
4. 一般募集とは別に、平成27年2月13日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のみずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
5. 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成27年2月23日(月)から平成27年2月26日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集(自己株式の処分)	400,000株	291,560,000	
計(総発行株式)	400,000株	291,560,000	

- (注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
3. 一般募集は、自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
4. 発行価額の総額は、平成27年2月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注) 1. 2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注) 1. 2.	(注) 3.	100株	自 平成27年2月27日(金) 至 平成27年3月2日(月) (注) 4.	1株につき発行価格と同一の金額	平成27年3月5日(木) (注) 4.

(注) 1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成27年2月23日(月)から平成27年2月26日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.nfcorp.co.jp/company/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 一般募集は、自己株式の処分により行われるものであるため、発行価額(会社法上の払込金額)は資本組入れされません。

4. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成27年2月20日(金)から平成27年2月26日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成27年2月23日(月)から平成27年2月26日(木)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成27年2月23日(月)の場合、申込期間は「自 平成27年2月24日(火) 至 平成27年2月25日(水)」、払込期日は「平成27年3月2日(月)」

発行価格等決定日が平成27年2月24日(火)の場合、申込期間は「自 平成27年2月25日(水) 至 平成27年2月26日(木)」、払込期日は「平成27年3月3日(火)」

発行価格等決定日が平成27年2月25日(水)の場合、申込期間は「自 平成27年2月26日(木) 至 平成27年2月27日(金)」、払込期日は「平成27年3月4日(水)」

発行価格等決定日が平成27年2月26日(木)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

5. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとし、

6. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。

7. 申込証拠金には、利息をつけません。

8. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成27年2月23日(月)の場合、受渡期日は「平成27年3月3日(火)」

発行価格等決定日が平成27年2月24日(火)の場合、受渡期日は「平成27年3月4日(水)」

発行価格等決定日が平成27年2月25日(水)の場合、受渡期日は「平成27年3月5日(木)」

発行価格等決定日が平成27年2月26日(木)の場合、受渡期日は「平成27年3月6日(金)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 横浜法人支店	神奈川県横浜市中区本町三丁目33番地

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	400,000株	1. 買取引受けによりま す。 2. 引受人は自己株式の 処分に対する払込金と して、払込期日に払込 取扱場所へ発行価額と 同額を払込むこととい たします。 3. 引受手数料は支払わ れません。 ただし、一般募集に おける価額(発行価格) と発行価額との差額は 引受人の手取金となり ます。
計		400,000株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
291,560,000	5,400,000	286,160,000

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは一般募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは一般募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
3. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成27年2月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額286,160,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限43,130,000円と合わせた手取概算額合計上限329,290,000円について、200百万円を平成28年3月期に本社工場の生産能力増強を目的とした設備投資資金に、残額を平成28年3月期及び平成29年3月期に子会社である株式会社NFデバイステクノロジーが生産能力増強を目的とした設備投資を行うための投融資資金に充当する予定であります。

なお、当社グループの主な設備投資計画の内容につきましては、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	60,000株	46,910,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から60,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]

<http://www.nfcorp.co.jp/company/>)(新聞等)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されず。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、平成27年2月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自平成27年2月27日(金) 至平成27年3月2日(月) (注)1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	みずほ証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所		

(注) 1. 売出価格及び申込期間は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3. 申込証拠金には、利息をつけません。

4. 株式の受渡期日は、平成27年3月6日(金) () であります。

ただし、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同日といたします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から60,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、60,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われないう場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成27年2月13日(金)開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成27年3月26日(木)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年3月23日(月)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2。)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われないう場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われないう場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注)1. 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 60,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の全額とする。 |
| (4) 割当先 | みずほ証券株式会社 |
| (5) 申込期間(申込期日) | 平成27年3月25日(水) |
| (6) 払込期日 | 平成27年3月26日(木) |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |

2. シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成27年2月23日(月)の場合、「平成27年2月26日(木)から平成27年3月23日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成27年2月24日(火)の場合、「平成27年2月27日(金)から平成27年3月23日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成27年2月25日(水)の場合、「平成27年2月28日(土)から平成27年3月23日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成27年2月26日(木)の場合、「平成27年3月3日(火)から平成27年3月23日(月)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行並びに平成26年6月25日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」に基づく新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙及び裏表紙に当社のロゴ  を記載いたします。

・表紙に以下の内容を記載いたします。



・裏表紙に以下の内容を記載いたします。



・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.nfcorp.co.jp/company/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(2)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(2)に係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成27年2月14日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成27年2月23日から平成27年2月26日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

- ・表紙の次に、以下の「1. 当社グループについて」から「6. 主要な経営指標等の推移(連結)」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

1. 当社グループについて

当社グループは株式会社エヌエフ回路設計ブロック（当社）及び連結子会社5社により構成されており、事業は、電子計測器、電源機器、電子部品、カスタム応用機器等の製造、販売を主にこれらに付帯する修理・校正サービス等を行っております。

当社グループは、創業以来「ユニーク&オリジナル」をモットーに、当社グループの特色を生かした製品供給によるエレクトロニクス産業の発展と社会への貢献を目標にまいりました。特に最近では、独創技術を核として、先端技術開発に貢献できる製品開発、トータルソリューション営業体制を確立し、「市場から期待される企業」を目指しております。

当面の経営目標として売上高経常利益率を安定的に8%以上確保することを掲げ、独創的な商品開発、組織的な営業力強化、コストの一層の低減により、収益性の向上と財務体質強化を着実に実現してまいりました。中期的な計画においては、更なる成長を図るべくコア技術を磨き上げ一層の差別化と競争力強化を図ると共に、新規事業による事業規模拡大、海外市場の開拓強化、更なるコスト低減等の推進を業務提携や協業をも通じて、より効果的、効率的に経営展開しようと鋭意取り組んでおります。

2. 事業の内容

当社グループは単一セグメントであるため、営業の分野別で記載しており、事業内容と当社及び主要な関係会社の当該事業にかかる位置付けは、次のとおりであります。

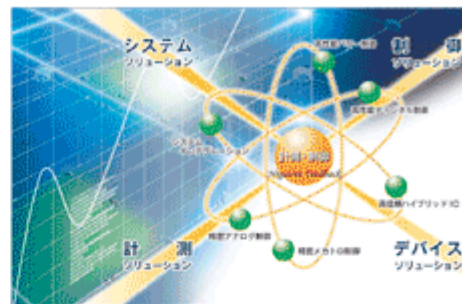
区分	主要製品	主要な会社
電子計測器	ファンクションジェネレータ、LCRメータ、ロックインアンプ、周波数特性分析器、インピーダンス/ゲイン・フェーズアナライザ、フィルタ、信号前処理システム、AE計測装置	当社 株NFエンジニアリング 株NFデバイステクノロジー 株NFテクノコマース
電源機器	各種シミュレーション電源、交流電源、直流電源、電力増幅器、バイポーラ電源、電子負荷装置、保護リレー試験器、標準電力発生器	当社 株NFエンジニアリング 株NFデバイステクノロジー 株千代田エレクトロニクス 株NFテクノコマース
電子部品	各種機能モジュール（フィルタ、増幅器、位相検波器、ピエゾドライバ、電流/電圧変換器、カスタム機能モジュール）	当社 株NFデバイステクノロジー 株NFテクノコマース
カスタム応用機器	燃料電池評価システム、太陽電池評価システム、リチウムイオン電池評価システム、系統連系試験システム、コンデンサーリップル試験器、表面処理用カスタム電源機器	当社 株NFエンジニアリング 株千代田エレクトロニクス 株NFテクノコマース
その他	修理・校正サービス、仕入商品	当社 株NFカスタムサービス 株千代田エレクトロニクス 恩乃普電子商貿（上海）有限公司

- (注) 1. 株式会社NFデバイステクノロジーは平成27年1月1日付で、旧社名の山口エヌエフ電子株式会社より商号変更を行っております。
2. 株式会社NFカスタムサービスは平成27年1月1日付で、旧社名の株式会社エヌエフカスタムサービスより商号変更を行っております。
3. 恩乃普電子商貿（上海）有限公司のみ非連結子会社であります。

3. 当社グループの特徴

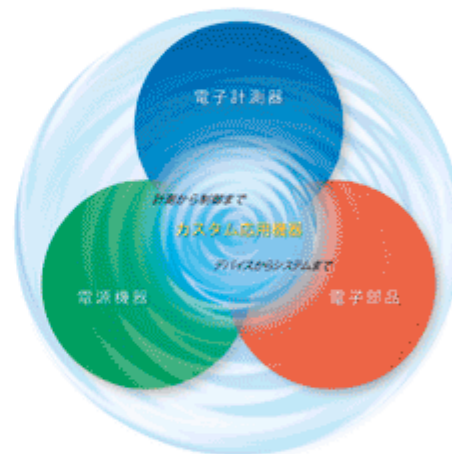
■ 技術について

独自の計測制御技術をコアに、デバイスからシステム、計測から制御までの幅広い技術を有機的に活用しております。



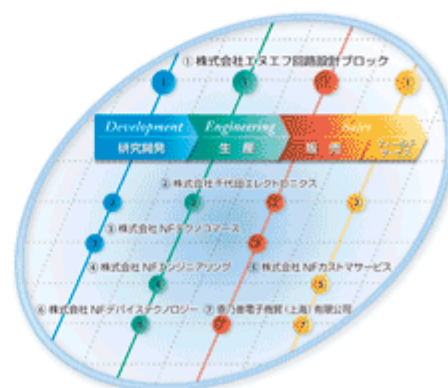
■ 事業の構造について

「電子計測器」「電源機器」「電子部品」「カスタム応用機器」の4事業を展開し、幅広い顧客市場に対応しております。



■ グループ・オペレーションについて

当社グループは、状況に応じてグループ会社の役割を機動的・フレキシブルに変更し、グループ全体の組織力と行動力で、顧客要望にフレキシブルにお応えしております。



■ 事業の4分野の特徴

1) 電子計測器

創業以来、世の中の新製品開発を支える数多くの計測器を生み出してきました。

信号生成、インピーダンス測定、微小信号測定などの高性能・多機能電子計測器を提供しています。



マルチファンクション
ジェネレータ



周波数特性分析器



ロックインアンプ

2) 電源機器

高性能パワー制御技術をベースとした交流電源・直流電源、バイポーラ電源、保護リレー試験器などの電力制御機器により、各種パワーサプライ試験に最適な環境を提供しています。



交流電源



直流電源



保護リレー試験器



ESシリーズ
大容量電源

3) 電子部品

高精度電子計測器で培った回路技術と高信頼実装技術を融合させ、多種装置組込み用デバイスから人工衛星・ロケット搭載の高信頼性モジュールまで、アナログ信号処理回路、ドライバや電源などを提供しています。

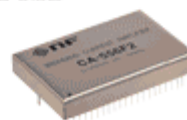
豊富なカスタム実績で、顧客の多様なニーズに、設計から製造まで一貫した体制でお応えしています。



低雑音増幅器



宇宙用高信頼性
機能デバイス



広帯域電流増幅器

4) カスタム応用機器

電子計測器や電源機器、電子部品（機能モジュール）で培った技術とノウハウを有機的に結合し、顧客の高度なニーズに対応するカスタム製品を、環境・エネルギー分野向け電力制御システム、先端研究向け計測システムなど、ニーズに合わせた機器やシステムを構築しています。



分散型電源
パワーコンディショナ
系統連系試験システム



リチウムイオン
蓄電システム



リチウムイオン二次電池
模擬電源システム



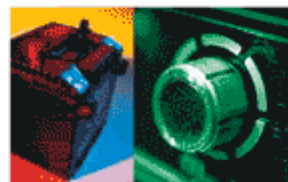
系統連系試験システム

4. 主な市場

当社グループの製品は、家電、自動車、鉄道・電力などの社会インフラ、環境エネルギーから高信頼性を要する航空宇宙にいたる幅広い産業分野の研究部門から生産部門に至る領域で活用されています。

エレクトロニクス製品

家電製品をはじめとするエレクトロニクス製品の電磁波の発生・影響、電源環境の試験などに利用されています。



電子部品

コンデンサ、圧電素子をはじめ、各種電子部品の特性評価などに利用されています。



自動車

EV（電気自動車）、燃料電池車や各種車載機器の開発などに利用されています。

**鉄道**

新幹線をはじめ、リニアモーターカー、各種主要鉄道のインフラ整備など、安全性強化に役立っています。

**電力**

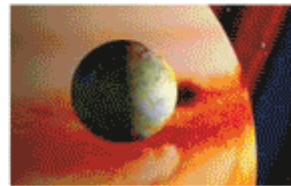
電力の安定供給やインフラ整備に役立っています。

**クリーンエネルギー**

スマートグリッドやグリーンイノベーションなど、環境エネルギー分野での開発に役立っています。

**航空・宇宙**

国産ロケットH-IIA、はやぶさ、はやぶさ2などに搭載され、宇宙探査に役立っています。

**研究**

大学や研究所での最先端研究の場で活用されています。



5. 今後の取り組み

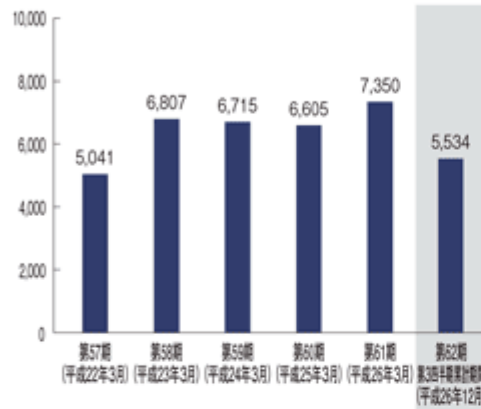
持続的な成長を目指し、以下の取り組みを推進します。

開発	既存領域における開発力の強化を図る一方、環境エネルギー関連をはじめとする新規の事業領域開拓、次世代に向けた技術開発にも注力してまいります。 ・製品ラインアップの強化（各種計測器、交流・直流電源等） ・民生組込、大電流領域のデバイス開発 ・新市場向けに計測応用機器の強化
生産	生産性向上、原価低減と納期短縮など収益体質の強化になお一層取り組んでまいります。
販売	代理店との連携を一層強化する一方、販売プロセスを一段と強化するなど、顧客へのソリューション活動を強力に展開し、営業基盤をさらに強固なものにしてまいります。 海外につきましては、中国・韓国を中心として、顧客ニーズをよりの確に捉えられるよう販売ネットワークを強化し、一層の売上増加を目指します。

6. 主要な経営指標等の推移（連結）

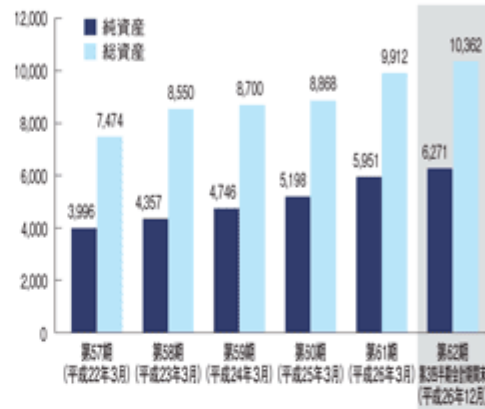
売上高

(単位：百万円)



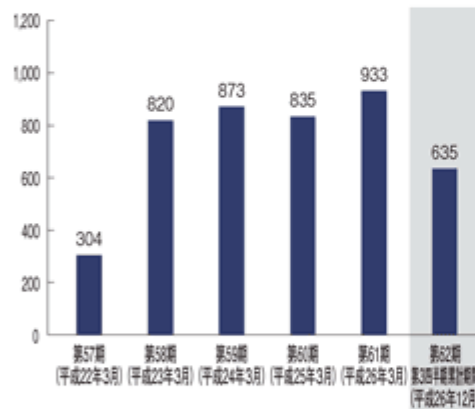
純資産／総資産

(単位：百万円)



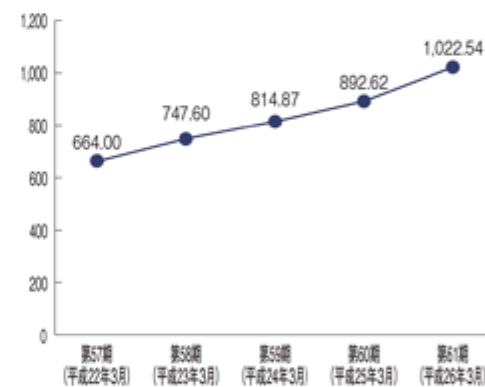
経常利益

(単位：百万円)



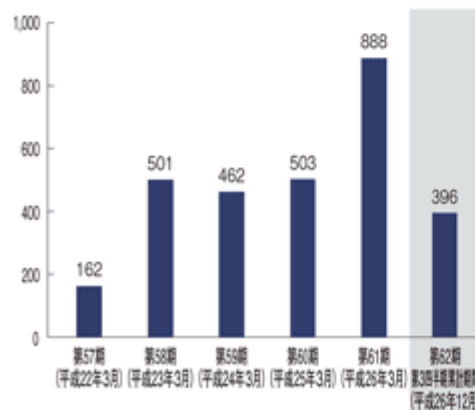
1株当たり純資産額

(単位：円)



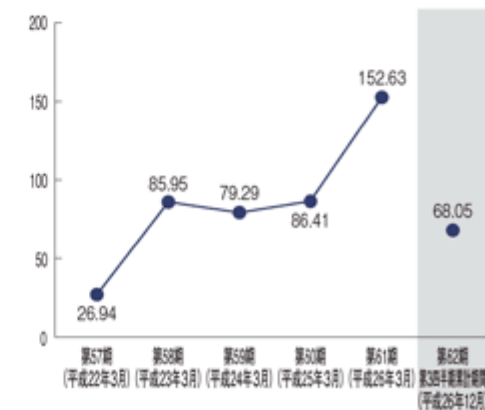
当期（四半期）純利益

(単位：百万円)



1株当たり当期（四半期）純利益

(単位：円)



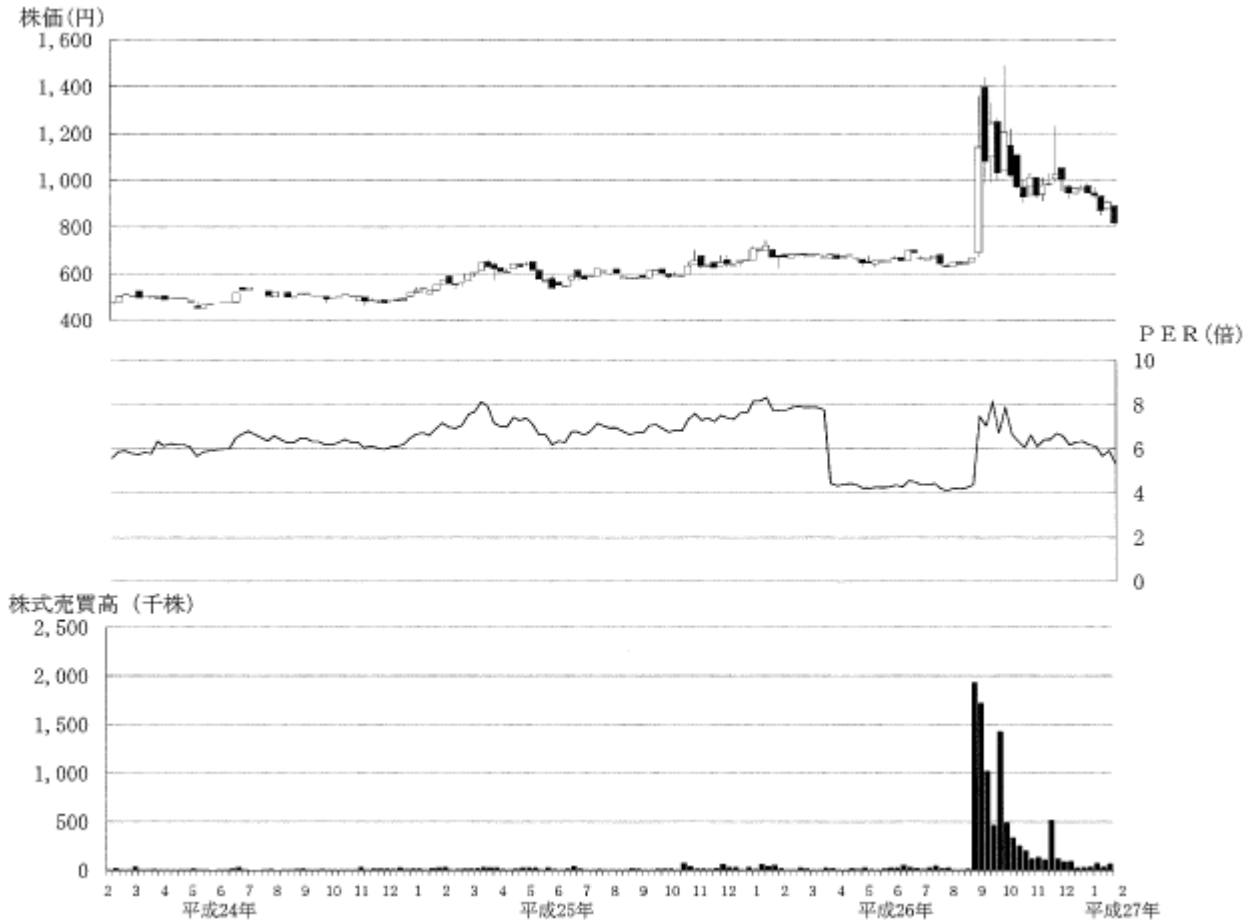
・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成24年2月13日から平成25年7月15日までの株式会社大阪証券取引所()における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)並びに平成25年7月16日から平成27年2月6日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。

株式会社大阪証券取引所の現物市場は、平成25年7月16日より株式会社東京証券取引所の現物市場に統合されております。



(注) 1. ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2. P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益(連結)}}$$

平成24年2月13日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年4月1日から平成26年3月31日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成26年4月1日から平成27年2月6日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成26年8月13日から平成27年2月6日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第61期事業年度)に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日(平成27年2月13日)現在以下のとおりとなっております。

重要な設備の新設

会社名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出会社本社工場 (横浜市港北区)	電子計測器 カスタム応 用機器 電子部品 販売業務 管理業務	生産設備 販売設備 統括業務 施設	200,000		自己株式処 分資金及び 増資資金	平成27年 3月	平成27年 12月	生産能力 18%増加
(株)N F デバイステ クノロジー (山口県山口市) (注)2.	電子部品 電子計測器 電源機器の 製造	生産設備	240,000		提出会社か らの投融資 資金 (注)3.	平成27年 2月	平成28年 5月	生産能力 57%増加
合計			440,000					

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 株式会社N F デバイステクノロジーは平成27年1月1日付で、旧社名の山口エヌエフ電子株式会社より商号変更を行っております。

3. 提出会社からの投融資資金については、今回の自己株式処分及び第三者割当増資による調達資金も充たいたします。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第61期事業年度)及び四半期報告書(第62期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成27年2月13日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成27年2月13日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保證するものではありません。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第61期事業年度)の提出日(平成26年6月26日)以後、本有価証券届出書提出日(平成27年2月13日)までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成26年7月2日に以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

(1) 1株につき金17円 総額98,951,917円

(2) 効力発生日 平成26年6月26日

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、水井潔氏を選任する。

第3号議案 役員賞与支給の件

取締役4名(うち社外取締役1名)および監査役3名に対し、役員賞与総額22,800千円(取締役分19,300千円(うち社外取締役分800千円)、監査役分3,500千円)を支給する。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策継続)の件

平成26年6月25日開催の定時株主総会終結のときをもって有効期限が到来する当社の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」を軽微な修正を施した上で継続する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	4,187	3	0	(注)1	可決 99.93%
第2号議案 補欠監査役1名選任の件	4,188	2	0	(注)2	可決 99.95%
第3号議案 役員賞与の件	4,183	7	0	(注)1	可決 99.83%
第4号議案 買収防衛策継続の件	4,187	3	0	(注)1	可決 99.93%

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 上記の賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数には、本臨時報告書のために決議事項の各議案の採決後に確認した数を加算しています。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第61期)	自 至	平成25年4月1日 平成26年3月31日	平成26年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第62期第3四半期)	自 至	平成26年10月1日 平成26年12月31日	平成27年2月6日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月25日

株式会社 エヌエフ回路設計ブロック
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 倉 要 介

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 重 義

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エヌエフ回路設計ブロックの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌエフ回路設計ブロック及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エヌエフ回路設計ブロックの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エヌエフ回路設計ブロックが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月25日

株式会社 エヌエフ回路設計ブロック
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上 倉 要 介
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 重 義
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エヌエフ回路設計ブロックの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌエフ回路設計ブロックの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月6日

株式会社 エヌエフ回路設計ブロック
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯 浅 信 好
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 重 義
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エヌエフ回路設計ブロックの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エヌエフ回路設計ブロック及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。